

保育士修学資金貸付等制度に関するアンケート集計結果

■アンケート概要

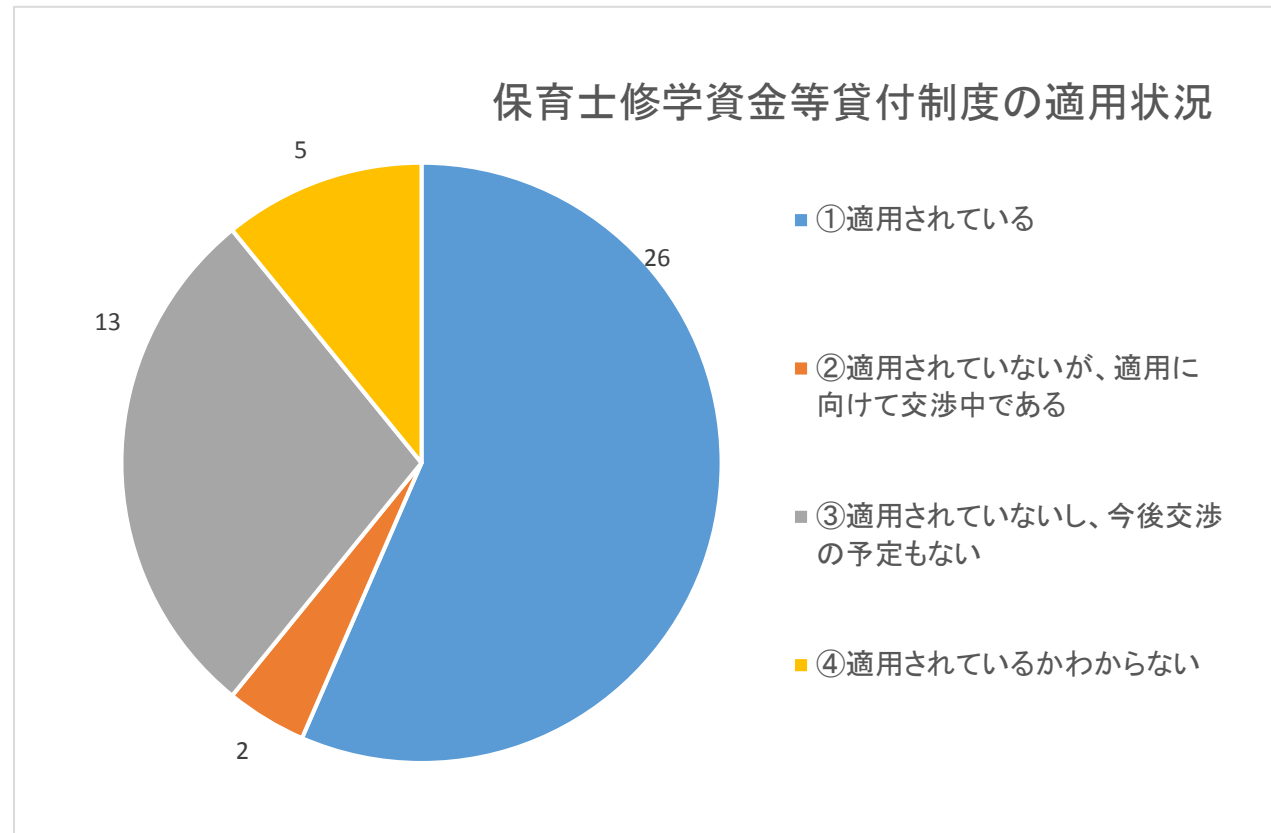
- ・回答対象: 47都道府県団体事務局
- ・回答方法: サイボウズ掲載のフォーマットに入力後、全日私幼連事務局宛にメールにて提出。
- ・回答期間: 平成30年2月1日～
- ・回答提出数: 46都道府県(3月12日現在)

全日本私立幼稚園連合会 認定こども園委員会

問1. 貴都道府県では、保育士就学資金貸付等制度が一部幼稚園教諭にも適用されていますか。

①適用されている	26
②適用されていないが、適用に向けて交渉中である	2
③適用されていないし、今後交渉の予定もない	13
④適用されているかわからない	5
	46

都道府県	選択肢
北海道	①
青森	③
岩手	①
宮城	①
秋田	①
山形	①
福島	④
茨城	①
栃木	③
群馬	①
埼玉	①
千葉	③
新潟	③
山梨	①
東京	①
神奈川	①
富山	④
石川	③
福井	③
長野	①
岐阜	①
静岡	①
愛知	①
三重	②
滋賀	③
京都	①
兵庫	①
奈良	④
和歌山	④
大阪	①
鳥取	③
島根	③
岡山	③
広島	③
山口	③
徳島	
香川	①
愛媛	④
高知	①
福岡	①
佐賀	①
長崎	①
熊本	①
大分	①
宮崎	①
鹿児島	②
沖縄	③



問2. 問1で「①適用されている」と回答された方のみご記入ください。その条件等詳細をお聞かせください。

◎貸付金の種類

①修学資金－15

内容:5万円以内/月

(期間は2年という定め、あるいは120万円を上限とし期間を1年とする場合は60万円の上限という定めがあり)

②入学準備金－13

内容:20万円以内

(2年生以上は対象外との定めあり)

③就職準備金－15

内容:20万円以内

④保育所等復職者向け貸付金(未就学児を持つ保育士に対する貸付)-2

①保育士として県内保育所等に勤務することが決定した潜在保育士(保育士登録後1年以上経過し離職後1年以上で週20時間以上勤務する方)

②未就学児を持つ保育士で、県内保育所等に週20時間以上勤務する方等

貸付金の返還免除等:県内の保育所等において保育士として2年間従事した場合

◎貸付対象・条件等

【北海道】:道内の保育士養成学校等に入学・在学するものが対象。

【岩手県】:岩手県内に住民登録、県内養成施設の学生で県内保育所等に就職等が対象。

【秋田県】:無利子で行っている。

【山形県】:①貸付を希望する年度に指定保育士養成施設に在学していること。

②養成施設入学前1年の期間、本人またはその配偶者若しくは一親等の親族が県内に住所を有していたこと。

③将来、保育士として県内において保育業務に従事することを希望すること。

【茨城県】:茨城県内に住民登録をしている者。茨城県内の養成施設に在学する者。

【群馬県】:資格者確保と離職防止のため、指定保育士養成施設の学生を対象にしている。

【埼玉県】:保育士資格を持つ幼稚園教諭が対象となるのは、保育士として幼稚園において教育時間修了後等に行う教育活動(預かり保育)に従事する場合。

認定こども園に勤務している保育士資格をもつ幼稚園教諭(保育教諭)も対象としている。

【山梨県】:保育教諭又は保育士として勤務している幼稚園教諭(詳細は国の要項と同じ)

【東京都】:①都内に住所を有している、②学業優秀、③家庭の経済状況、④他都道府県が実施する保育士修学資金を借りていない、

⑤養成施設卒業後5年以上都内の従事先施設等(常時預かり保育を実施している幼稚園含む)にて保育士業務に従事する意思を有する。

【神奈川県】:県内(横浜市、川崎市除く)在住、または県内(横浜市、川崎市含む)の養成施設に在学

【長野県】:長野県内の保育士養成施設に入学する方。卒業後長野県内で児童の保護等の業務に従事しようとする意志が強い方。

【岐阜県】:岐阜県内の指定保育士養成施設に在学している人、又は岐阜県外の指定保育士養成施設に在学しており、原則として岐阜県内に住民票を有する方。

【静岡県】:幼稚園に保育士として勤務している幼稚園教諭は対象としている。

【愛知県】:幼稚園教諭として幼稚園に従事した場合は適用されないが、預かり保育を週5日以上実施している幼稚園

又は貸付対象者が就職してから5年以内に認定こども園に移行を予定している幼稚園で採用され、保育業務に従事している場合は対象。

【京都府】:保育士と同等のライン

【兵庫県】:学業優秀な者として、保育士養成施設から推薦があった学生(神戸市域に住民登録をしている者を除く)

【大阪府】:大阪府内の就職について適用

【香川県】:香川県内在住。県内の保育所・認定こども園、預かり保育を常時実施する幼稚園等で保育業務に従事する者。

【高知県】:①高知県内に住民登録している者②知事の指定する保育士養成施設に在学する者(4施設が指定)

③成績優秀でかつ家庭の経済状況等から貸付が必要とされた者。

【福岡県】:保育士資格を持ち幼稚園免許を取得して幼稚園教諭になり、殆どの幼稚園で行っている預かり保育等に従事すれば、幼稚園教諭も対象になる。

【佐賀県】:養成校を卒業後に保育士登録を行い、佐賀県内において保育士として保育業務に従事しようとしている方が対象者。

【長崎県】:県内に住民登録を行い、県内養成施設に在学している者などの複数条件がある。

【熊本県】:幼稚園教諭の名称は出ていないが、ほぼ全幼稚園が預かり保育をしているので保育に該当するとの判断の上で適用されている。

【大分県】:貸付対象は県内の保育士養成校に在学する学生または県外の保育士養成校に在学する大分県出身者であって、卒業後保育士登録を行い、

県内の保育所等で保育業務に従事しようとする者。保育所等の中には、教育時間終了後、預かり保育等の教育活動を常時実施している幼稚園も入るので、これらの要件を満たした幼稚園教諭を目指す学生も貸付対象となる。

【宮崎県】:保育士を養成する学校その他施設に在学する方で、卒業後宮崎県内の保育所等で就労する意思がある方。

◎貸付金返済免除条件

【北海道】: 卒業後1年以内に保育士などの登録を行い、道内の施設などで5年間引き続き児童保護の業務に従事したとき等

【岩手県】: 卒業後1年以内に保育士登録、県内保育所等に就職、かつ5年間従事等

【宮城県】: 貸付金の返還免除

【山形県】: 保育士資格を取得して1年以内に保育士登録をし、山形県内において保育業務への従事を開始し、かつ5年間継続して当該業務に従事したときは全額免除。

【茨城県】: 5年間従事した場合は返還が免除。

【群馬県】: 卒業後、県内の保育園等で5年間勤務した場合には、全額免除される。

【東京都】: ①養成施設卒業後1年以内に、②保育士登録を行い、③都内従事先施設等(常時預かり保育を実施している幼稚園含む)において、
④5年間継続して、⑤保育士業務に従事した場合。

【神奈川】: 卒業1年以内に保育士登録し、預かり保育を常時実施している幼稚園、認定こども園に原則として5年間勤務している者(保育への従事は雇用契約書で確認)。

【長野県】: 養成施設を卒業後1年以内に保育士の登録をし、長野県内において児童の保護等の業務に従事し、以後5年間当該業務に従事した場合

【岐阜県】: 養成施設を卒業した日から1年以内に保育士の資格を習得して、岐阜県内の指定施設(保育所、認定こども園、一定の要件を満たす幼稚園など)において
5年間継続して保育士業務に従事した場合に、貸付金の全額返還免除される。

※一定の要件を満たす幼稚園とは、教育時間終了後等に行う教育活動(預かり保育)を常時実施している施設、認定こども園移行を予定している施設のこと。

【兵庫県】: 県内の保育所等で5年間の就業をすること。

【大阪府】: 修学資金については5年間の勤務、就職準備金については2年間の勤務で免除

【香川県】: 県内の保育所・認定こども園、預かり保育を実施している幼稚園等で5年間業務に従事した場合。

【高知県】: 養成施設を卒業した日から1年以内に保育士登録を行い、定められた区域(高知県内、東日本大震災の被災県と熊本県)及び施設(預かり保育を行う私幼、
認定こども園に移行予定の私幼、認定こども園)等に従事し、かつ、定められた期間(5年間～3年間)引き続き当該業務に従事したとき

【福岡県】: 保育士養成施設で保育士資格を取得して、県内で5年間保育業務に従事すると貸付金返済が免除になる。

【佐賀県】ただし、幼稚園において教育時間終了後等に行う教育活動「預かり保育」を常時実施している施設で認定こども園への移行を予定している施設、
「一時預かり事業」を実施している施設、及び幼保連携型認定こども園において、保育業務に従事した場合。

貸受人が養成校等卒業した日から1年以内に保育士資格を登録し、佐賀県内において保育士として保育業務に従事し、継続して5年間従事したとき。

※過疎地域に指定された地域での勤務であれば3年間

【長崎県】: 一定期間継続従事した場合は返還免除

【宮崎県】: 養成校卒業後1年以内に保育士登録を行い、宮崎県内の保育所・認定こども園・常時預かり保育を実施している幼稚園においても
5年以上保育士・保育教諭・幼稚園教諭として勤務

◎その他

・貸付枠の4倍の応募があった。

・福岡県では138人が活用している。

・制度の期限は2年としているが、保育士の需給状況に応じて延長を考えている。

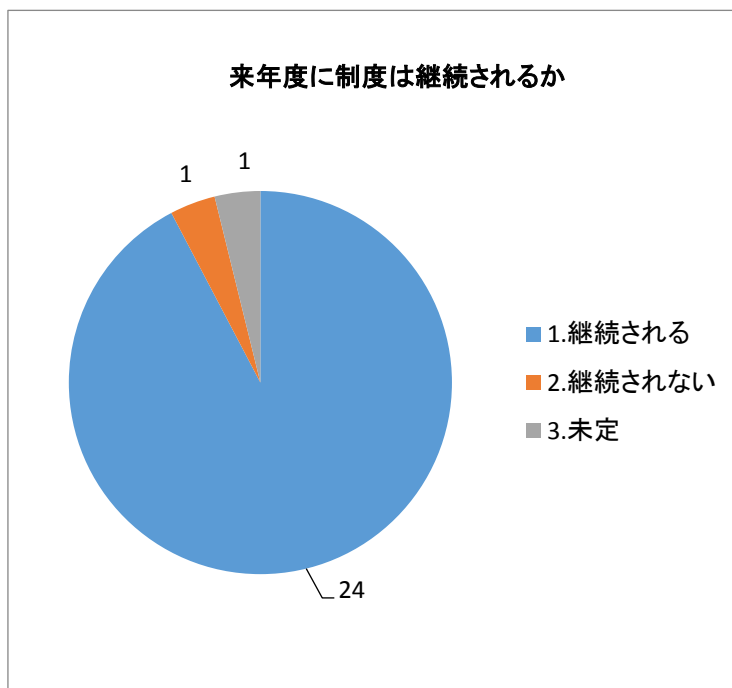
問3. 問1で「①適用されている」と回答された方のみご記入ください。
 来年度に保育士修学資金貸付等制度は継続されますか。

①と回答した都道府県(全26)

1.継続される	24
2.継続されない	1
3.未定	1
	26

都道府県別一覧

都道府県	選択肢
北海道	2
岩手	1
宮城	3
秋田	1
山形	1
茨城	1
群馬	1
埼玉	1
山梨	1
東京都	1
神奈川	1
長野	1
岐阜	1
愛知	1
京都	1
兵庫	1
大阪	1
香川	1
愛媛	1
高知	1
福岡	1
佐賀	1
長崎	1
熊本	1
大分	1
宮崎	1



問4.「②適用されていないが、適用に向けて交渉中である」の場合、その活動内容についてご回答ください。

- ・県担当部局へ陳情中です。(三重県)
- ・県へは交渉しているが、平成30年度には、この制度が無くなる予定とのことで、制度が継続された時は交渉を続けたい。(鹿児島県)

問5. その他、保育士修学資金貸付等制度に対してご意見・ご要望等があればご記入ください。

■予算関係の意見

- ・予算不足で10人程度しか適用されない。
- ・国の補助金が当初予算分で終わってしまい追加受付をしないため、県担当課が制度自体を利用・実施することができない。

■採用関係の意見

- ・当県でも保育士不足や人口流出等の問題がある。国が都道府県等に対し再募集をしてもらえるよう全日私幼連から強力をお願いしてもらいたい。
- ・厚生労働省が実施するこの「保育士修学資金貸付等制度」は平成28年度に創設され、現段階では平成30年度までの3年間と伺っているので、幼稚園における人材確保の観点からも制度の継続を要望されたい。
- ・愛知県においては、養成校に通う学生数が多く、また、養成校の数も多い中、募集人員があまりにも少ない。今後、枠の拡大を全日として推進してほしい。
- ・保育士などの人材確保が課題の中、制度が継続されるよう国からの働きかけが必要。

■制度状況

- ・静岡県では平成31年度以降も継続して行う方向で検討を進めています。
- ・岡山県では、当該制度を実施しておりません。
- ・青森県では同制度は、県としては実施されていない。
→青森県社会福祉協議会において、「保育士修学資金貸付」が行われているようであるが、児童福祉法第6条の2の2第2項に規定する「児童発達支援センターその他の厚生労働省令で定める施設」、同条第4項に規定する「児童発達支援センターその他の厚生労働省令で定める施設」、第7条に規定する「児童福祉施設(保育所を含む)」、同法第12条の4に規定する「児童を一時保護する施設」及び同法第18条の6に規定する「指定保育士養成施設」と、なっている。
- ・沖縄県では平成30年度も保育士資格取得にのみ適応されるそうです。

■制度への意見

- ・幼稚園は現在も待機児童解消に貢献している。また、幼稚園を活用した2歳児預かり保育など国も幼稚園に期待している。
幼稚園での教員の採用の実態や、幼稚園への就職を希望する学生の立場から見ても、預かり保育専任等の条件を付すことなく、返済免除の対象として認めて欲しい。
- ・制度の名称が悪い
- ・幼稚園教諭希望学生も対象になることをさらに周知するとともに、制度の名称を保育士修学資金貸付等制度→保育修学資金貸付等制度に変更して欲しい。(幼保両方の免許・資格を持つ教諭を保育教諭ということから「保育修学資金」に変更が適切と考える。)
- ・都道府県が実施しやすいような制度にして欲しい
- ・保育士修学資金貸付制度が幼稚園教諭にも適用されるべきだと思います。
- ・保育士修学資金を市町村が助成した場合の国(県)の補助スキームを検討されたい。
- ・本制度が継続することを要望します。
- ・適用を、全幼稚園に拡大してもらいたい。
- ・国で幼稚園教諭も含めた上での制度化をして頂きたい。

■要望

- ・今回のアンケート結果を県に対しての要望資料としたいので公表して欲しい。